

市原市上下水道部公告第 7 1 号

地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、一般競争入札（電子入札）を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 8 日

市原市長 小出 譲治

1. 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|---------------|-----------------------------|------------------------|
| (1) 件 名 | 海士有木地先配水管布設替工事（R 8） | |
| (2) 場 所 | 市原市海士有木 | |
| (3) 工 事 期 限 | 1 0 5 日間 | |
| (4) 建設工事の種類 | 管工事 | |
| (5) 工 事 の 概 要 | 配水管布設替工事 | L = 122.8m |
| | 配水管布設工 | |
| | 配水用ポリエチレン管布設工（φ 75mm） | L = 121.1m |
| | ソフトシール仕切弁設置工（PE 挿口付 φ 75mm） | N = 3 基 |
| | 空気弁付排水栓設置工（φ 75 mm） | N = 2 基 |
| | 舗装本復旧工 | |
| | 表層工（再生密粒度 As13 mm t=5 cm） | A = 103 m ² |

(6) 予 定 価 格 等

本工事は、予定価格の事前公表対象案件であり、その額等は次のとおりである。

予 定 価 格 1 4, 9 8 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

最低制限価格 設定あり（計算方法は市原市水道事業最低制限価格運用要領第 4 条による）

(7) 入 札 の 方 法

本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。

(8) 本工事の契約に関する注意事項

- ① 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)対象工事である。
- ② 本工事の契約不適合責任期間は 2 年とする。
- ③ 本工事は、週休 2 日施行対象工事である。詳細は、当該工事の特記仕様書又は施工条件の明示を参照すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和 8・9 年度市原市入札参加資格者名簿（建設工事部門）に登載されている者のうち、地区区分が「市内」で、かつ管工事の登録がある者
- (2) 本市の令和 8・9 年度入札参加資格審査における管工事の等級格付が A 又は B ランクの者
- (3) 本市に技術者登録のある管工事の主任技術者又は監理技術者（直接かつ恒常的に雇用している者）を配置できる者
- (4) 一般建設業又は特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- (5) 本入札の契約の締結日前 1 年 7 か月以内の審査基準日による経営事項審査を受けている者
- (6) 平成 23 年度以降に完成・引渡し完了した、開削工法による上水道（公共事業）の管布設工事（給水管を除く）を元請として施工した実績を有している者
- (7) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (8) 市原市と契約した同一業種工事（管工事）において、公告日前 2 ヶ月以内に工事完成認定書による評定点が 60 点未満、または公告日前 1 ヶ月以内に工事完成認定書による評定点が 60 点以上 65 点未満の通知を受けていない者
- (9) 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、本工事の公告の日から落札日までの間に受けていない者
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (11) 本工事の公告の日から起算して、前 2 年以内に手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けた者又は前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出した者でないこと
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、本工事の公告の日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (13) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、本工事の公告の日まで

に同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

3. 入札参加申請

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加のための申請を行わなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年9月8日 午前9時00分から
令和8年9月15日 午後4時00分まで
(午前0時から午前8時までを除く)
- (2) 申請方法 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により申請すること。
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
- (3) 提出書類 ① 競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動作成）
② 入札参加資格確認書類届出書（工事）
③ 建設業許可通知書の写し
④ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（経審）の写し
⑤ 配置予定主任（監理）技術者の国家資格又は監理技術者資格者証の写し
⑥ 公告の参加資格要件に該当する工事实績に係る書類（ア～ウ全て）
ア 工事实績を確認できる契約書の写し（発注者、案件名、契約金額等を記載の頁（変更契約を締結している場合は変更契約書の写しも必要））
イ 工事内容が確認できる書類（コリンズの工事カルテ又は設計書等）
ウ 工事完了が確認できる書類（竣工登録をしたコリンズの工事カルテ又は工事完成認定書等）

※②～⑥については、電子入札システムを使用して添付すること。また、②の書式については、市原市WEBサイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60238034ece4651c88c19337>

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年9月16日 午後4時00分までに電子入札システムにより通知する。

ただし、当該確認結果通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

4. 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 設計図書等を示す場所
「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
（「入札予定（公告）」→「調達機関：市原市」「所属名：上下水道部」）
- (2) 期 間 令和8年9月8日から令和8年10月1日まで

5. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、質問回答書に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。この場合、電話で着信を確認すること。

なお、質問がない場合は、質問回答書を提出する必要はない。

- (1) 受付期間 令和8年9月8日 午前9時00分から
令和8年9月16日 午後4時00分まで
- (2) 提 出 先 市原市役所 上下水道部 水道整備課
電子メールアドレス：suidouseibi@city.ichihara.lg.jp
- (3) 回 答 令和8年9月24日に「ちば電子調達システム」の「システム入り口」内の「入札情報サービス」で公開する。
アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

6. 入札期間及び入札の方法

- (1) 入札期間 令和8年9月25日 午前9時00分から
令和8年9月29日 午後4時00分まで
(午前0時から午前8時までを除く)
- (2) 入札書の提出方法
「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「電子入札システム」により入札書を提出すること。
提出の際、電子入札システムの添付機能を利用して入札金額内訳書を電子データで添付すること。
- (3) 入札金額

入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札金額内訳書

入札金額内訳書は、当該入札の件名、場所及び入札者の商号又は名称を記入し、市原市水道事業建設工事の入札予定価格の事前公表に係る取扱試行要領第4第2項に従い作成すること。入札金額内訳書の書式は、市原市WEBサイトで公開するが、任意の書式でもかまわない。ただし、本入札は事後審査方式で執行するので、開札時に内訳書を確認するのは、最低価格入札者のみとする。

(5) ICカード

本入札に使用するICカードは、本入札の公告日から相当程度の有効期限(2ヵ月程度)が残っているものを使用しなければならない。所有しているICカードが上記有効期限未満の場合は、紙入札での参加を認めるので、市原市電子調達システム運用基準に基づき、「電子入札案件紙入札参加届出書」(様式2)を提出すること。

7. 入札保証金 免除

8. 開札の場所及び日時

- (1) 開札の場所 市原市役所 第2庁舎 3階 2302会議室(入札室)
- (2) 開札の日時 令和8年10月1日 午前10時00分

9. 開札立会人

当該入札に開札立会人は選定しない。なお、開札は公開で行うものとするが、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要と認められる場合には非公開で行う。

10. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、市原市契約規則第11条各号に該当した入札又は市原市電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、競争参加資格確認通知書の通知後から本工事の開札日までの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた者の行った入札又は市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けた者の行った入札は無効とする。

※入札金額内訳書の不備等も無効となるため、留意すること。

11. 落札者の決定

- (1) 本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として指名し、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。
- (2) 落札候補者に関する通知は、開札日の午後5時までに、電子入札システムにより「保留通知書」を送付して行う。
- (3) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は令和8年10月5日 午後4時00分までに当該書類を市原市役所第1庁舎3階水道総務課窓口まで(再)提出することができる。
- (4) 落札者決定後、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。
- (5) 落札者は、落札後直ちに「落札者決定通知書」を印刷して、本公告記載の契約担当課へ持参し、契約に関する指示を受けること。

12. 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

13. 最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されてあるので、当該最低制限価格を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。最低制限価格の計算方法は、市原市WEBサイトの市原市水道事業最低制限価格運用要領を参照すること。

アドレス：<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6644050677b1bf420516fb68>

14. 入札参加資格がない場合の措置

資格審査の結果、入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることがで

きる。説明を求める場合は、入札参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く）に、市原市役所第1庁舎3階水道総務課へ書面を持参して行わなければならない。回答は、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く）に書面で行う。

1 5. 契約保証金

原則として、契約保証金（契約金額の100分の10以上の額、ただし、低入札価格調査基準価格に満たない価格での契約の場合は契約金額の100分の30以上の額）の納付又は契約保証金に代わる担保を付するものとする。なお、規則により契約保証金の全部又は一部が免除となる場合がある。

1 6. 契約締結時期

落札者は、落札後原則として5日以内（土・日・祝日を除く）に契約を締結しなければならない。

1 7. 契約金の支払方法

(1) 前払金

契約金額が300万円以上の場合、40パーセント以内の額を請求することができる。

(2) 中間前払金

契約金額の40パーセント以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに契約金額の20パーセント以内を前払金として支払う中間前金払を請求することができる。ただし、部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできない。

(3) 部分払

契約金額が5,000万円以上の場合、下記回数を限度に出来高に応じて支払う。

契約金額が5,000万円以上1億円未満	1回以内
契約金額が1億円以上10億円未満	2回以内
契約金額が10億円以上	3回以内

ただし、中間前金払を選択した場合は、特別な理由がある場合を除き、部分払を請求することはできない。

1 8. その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

(4) 提出された資格確認資料を公表し、また無断で他の目的に使用することはしない。

(5) 本公告の「2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項(1)」で示す地区区分が「市内」の登録がある者とは、市原市市内業者及び準市内業者の認定基準で定める市内業者とする。

(6) 本公告に記載する事項以外の事項については、市原市電子入札約款及び市原市電子調達システム運用基準のとおりとする。

(7) 落札者は、「入札参加資格確認書類届出書（工事）」に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。

(8) 落札者は建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報を併せて通知すること。

なお、通知書は市原市WEBサイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237074ece4651c88c17e32>

(9) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。

(10) 500万円以上の工事を落札した場合は、建設業退職金共済証紙（退職金ポイント）購入状況報告書を提出すること。

(11) 本工事を落札した者は、市原市建設工事適正化指導要綱等に基づき工事を施工しなければならない。なお、市原市建設工事ハンドブック等工事関連の情報は市原市WEBサイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6023707eece4651c88c17e3f>

(12) 本公告で指定している書式は、市原市WEBサイトからダウンロード可能なので、適時利用すること。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60238034ece4651c88c19337>

1 9. 問い合わせ先

入札執行課

市原市役所 上下水道部 水道総務課 経営企画係

電話 0436 (22) 1111 内線 5612

事業及び契約担当課

市原市役所 上下水道部 水道整備課

電話 0436 (23) 9531